情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

電話

住友生命のお問合せ窓口 0120-506873

〈受付時間〉月~金曜日:午前9時~午後6時/土曜日:午前9時~午後5時(日曜·祝日·12/31~1/3を除く)

- ・ 証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ

「スミセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。 ※郵送による通知等でご確認いただけます。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。 「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容を ご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。





ご請求手続きに際してのご注意 ~契約者と死亡保険金受取人が法人で、被保険者が従業員の場合の取扱い~

ご契約時には、この保険の目的が死亡保険金または高度障害保険金の全部またはその相当部分(*)を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあることを確認させていただきます。保険金額については、遺族補償規程等および住友生命所定の範囲内でお取り扱いします。なお、保険金のご請求の際、被保険者またはそのご遺族(退職金等の受給者)が請求内容を了知(自署・押印)されていることが必要となります。

(*)保険金より次のような費用を控除した金額以上の金額とします。

□既払込保険料 □従業員(職員)またはその遺族に対してすでに支払った弔慰金・見舞金・葬儀費用等の費用

生命保険募集人について

かんぽ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ

- ■本商品の引受保険会社は住友生命で、かんぽ生命は募集代理店としてこの商品をお取扱いしています。
- ■本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。したがって、 預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。 また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおり・約款」「ご提案書」「法人向け保険商品の ご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご確認ください。 詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

株式会社 かんぽ生命保険

〒100-8794 東京都千代田区大手町 2-3-1 〈かんぽコールセンター〉 電話 0120-552-950 [引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35 電話(06)6937-1435(大代表)

〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp

住友生命

検索例

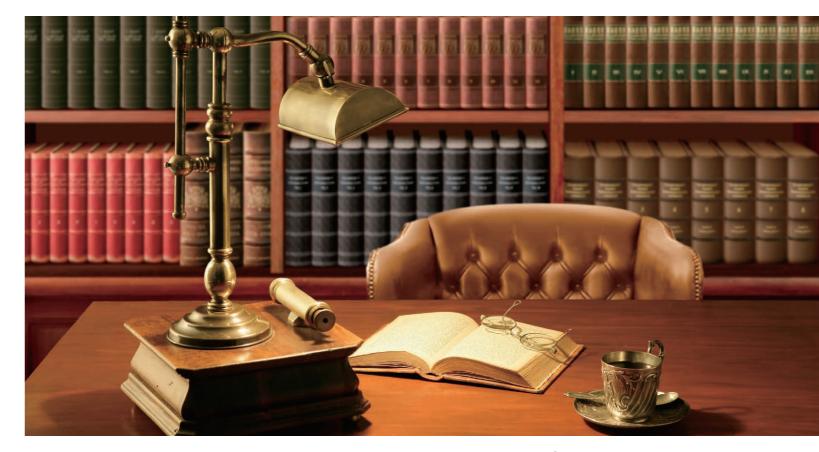
住友生命がご提供する経営者さまの未来を支える保険

2024年4月版

低解約返戻金型無配当定期保険



エンブレムユー・プレミアム



契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット

[お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。]

- ①「契約概要/注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(「注意喚起情報 10」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がある ことが記載(「注意喚起情報 6」)されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。

[募集代理店]



[引受保険会社]



ポイント

経営者さまの未来を支える保険です。

長期間の安心

ご契約から98歳までの長期間にわたり、万一 の際の死亡保障または高度障害保障を確保 できます。

※保険契約上の年齢が98歳となる契約応当日の前日 をもって契約は消滅します。

選べる自在性 ポイント

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、 保険料払込方法(全期払い・短期払い)、 低解約返戻金期間を設計いただけます。

▼この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%と しています。

✓低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

※低解約返戻金期間とは、解約返戻金を低く設定する期間をいい、保険契約締結の際に契約者が会社の取扱範囲内で選択します。

ポイント

低解約返戻金期間の設定

解約返戻金を低く設定した期間を設けているため、お求めやすい保険料となっております。

※低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。 ※この保険には満期保険金はありません。

ニーズにあわせて、保険料の払込期間をお選びいただけます。

保険料を全期間(98歳まで)にわたって 全期払いの場合 お払い込みいただく方法です。 低解約返戻金期間を選択できます。

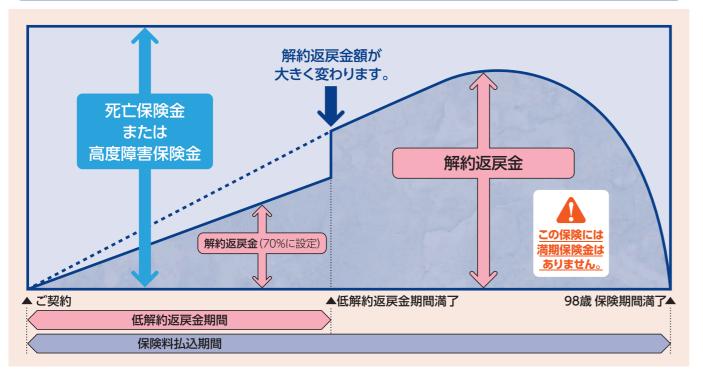
短期払いに比べて毎回の払込保険料を低く 抑えることができます(*)。

(*)保障額を同額とした場合。なお、一定期間経過後は短期払いの既払 込保険料を上回ります。

■低解約返戻金期間は以下の期間から選択できます。

年満了	10年、15年、20年、30年
歳満了	50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳
	※なお、性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。

しくみ図(イメージ)



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。 ※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、既払込保険料を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご 契約を解約された場合、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。

保険料払込免除特約(15)[総合型] [生活障害・がん型] [生活障害型] を付加した場合

被保険者が所定の状態となった場合に、以後の保険料のお払込みを免除します。

その後も保障は継続し、解約返戻金は保険料が払い込まれたものとして推移します。

※[生活障害・がん型]は被保険者の契約年齢が45歳以上の場合お取り扱いします。

※保険料払込免除特約(15)付加によるご契約全体の解約返戻金額は、付加しない場合の解約返戻金額と同額となります。

※保険料払込免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない契約の保険料に比べ、高くなります。

短期払いの場合

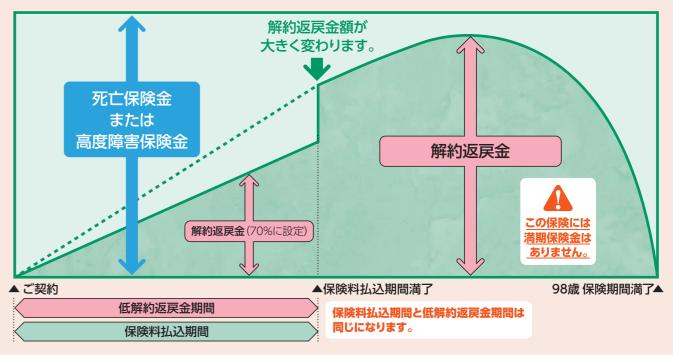
保険料を短期間でお払い込みいただく方法です。 保険料払込期間が低解約返戻金期間となります。

全期払いに比べて解約返戻率の魅力が 高まります。

■保険料払込期間は以下の期間から選択できます。

5年、10年、15年、20年、30年 50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳 ※なお、性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。

しくみ図(イメージ)



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。なお、解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。 ※解約返戻金は、保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、既払込保険料を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご 契約を解約された場合、解約返戻金額は既払込保険料を大きく下回ります。



- ■法人向け保険商品は、被保険者に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保 障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とした保険商品です。
- ■死亡保険金額、高度障害保険金額、解約返戻金額等について詳細は、「ご提案書」をご 確認ください。

保険料払込免除特約(15)の特約の型

以下の特約の型により、保険料のお払込免除理由が異なります。

	特約の型	保険料のお払込免除理由				
保険料払込 免除特約	総合型	就労不能状態 (精神障害の場合を除く) ・公的年金制度の障害年金1・2級に認定 ・住友生命所定の就労不能状態に該当 要介護状態 ・公的介護保険制度の要介護2以上に認定 ・住友生命所定の要介護状態が180日以上継続 重度生活習慣病で所定のいずれかの状態に該当				
(15)	生活障害・ がん型(*)	総合型における保険料払込免除理由のうち。就労不能状態。または、要介護状態。に該当されたときもしくは、生まれて初めてがん(悪性新生物)と病理組織学的所見(生検)により診断されたとき				
	生活障害型	総合型における保険料払込免除理由のうち 就労不能状態 または 要介護状態 に該当されたとき				

(*)被保険者の契約年齢が45歳以上の場合お取り扱いします。

保険料払込免除特約(15)の お払込免除理由

重度生活習慣病とは

以下のいずれかの状態と診断され、所定の条件に該当したとき、保険料のお払込免除となります。

がん(悪性新生物)

·**生まれて初めて**がん (悪性 新生物)と病理組織学的所 見(生検)により診断

以下の場合は 対象となりません

- ①がん(上皮内新生物)
- ②悪性黒色腫以外の 皮膚がん
- ③責任開始日から90日以内 <u>に診断された</u>がん(悪性 新生物) 🛕 注1

急性心筋梗塞

- ・医師の診療を受けた日から 60日以上、労働の制限が継続
- ・治療を目的として手術を受 けたとき 注2

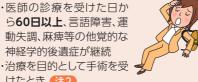
以下の場合は 対象となりません

·狭心症 等



脳卒中

医師の診療を受けた日か ら60日以上、言語障害、運 動失調、麻痺等の他覚的な 神経学的後遺症が継続



けたとき (注2)

重度の動脈疾患

- ・所定の大動脈瘤、大動脈解 離の治療を目的として手術 を受けたとき 注2
- ・ 所定の下肢の急性・慢性動 脈閉塞症を原因として所定 の手術を受けたときまたは 所定の状態に該当し、血行 再建手術を受けるのは困 難であると医師に診断さ れたとき



重度の高血圧症 (注3)

・高血圧症になり、体内用 ペースメーカーの埋込術を 受けるなどの一定の病状



永続的に行う人工透析療 法を開始 ・腎移植術を受けたとき

肝硬変 注3

・初めての肝硬変

重度の糖尿病 (注3)

るなどの一定の病状

慢性腎不全(注3)

初めて慢性腎不全になり、

・糖尿病になり、6か月以上

インスリン治療を継続す



慢性すい炎(注3)

·初めての慢性すい炎



<責任開始日から90日以内にがん(悪性新生物)と診断された場合>

- ■保険料払込免除特約(15)[総合型]について以下から選択していただきます。
- ・がん保障なしで特約を継続する(*1)・お申し出により特約を無効とする(*2)・お申し出により[生活障害型]に変更する(*3)



■保険料払込免除特約(15)[生活障害・がん型]について以下から選択していただきます。

- ・[生活障害型]に変更する(*3) ・お申し出により特約を無効とする(*2)
- ■お申し出については保険料払込期間中かつ診断日から1年以内に限ります。 (*1)がん保障なしで特約を継続された場合、保険料の変更はありません。
- (*2)無効を選択された場合、保険料払込免除特約(15)部分の既払込保険料を払い戻します。
- (*3)[生活障害型]に変更された場合、既払込保険料と、ご契約当初から[生活障害型]が選択されていた場合の保険料との差額 を払い戻します。
- 注2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術に限ります。
- 注3 初診日が責任開始期以後の疾病を直接の原因としたものに限ります。

保険料払込免除特約(15)の お払込免除理由

就労不能・要介護状態とは

就労不能状態

✓ 公的年金制度の障害年金1・2級

国民年金法に基づき、障害等級1級または2級の状態に該当していると認定されたとき(ただし、障害 等級1級または2級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます)。

	障害等級	状態像
等級ごとの 障害状態の目安	1級	他人の介助を受けなければ身の回りのことができない程度 の状態。
	2級	必ずしも他人の手助けを必要とするわけではないが、日常生活は極めて困難で、働くことができない程度の状態。



身体障害者手帳制度、精神障害 者保健福祉手帳制度は、公的年 金制度の障害年金とは異なるも のであり、保険料のお払込免除 理由の対象ではありません。

▼ 住友生命所定の就労不能状態(障害年金1・2級に相当)

対象となる状態例

疾患により所定の状態に 該当する状態

- ・心臓移植を受けた
- ・永続的な人工透析療法を 受けている
- ・がんの治療を目的として、継 続して180日以上入院等

所定の疾患により日常生活が 著しい制限を受ける状態

(軽い家事等の軽労働や 事務等の座業ができない状態)

回復の見込みがない

- ・呼吸器の病気で24時間酸 素療法を受けている
- ・心臓の病気で、心臓に恒久 的ペースメーカーまたは人 工弁を装着等



眼の障害 回復の見込みがない

・眼鏡、コンタクトレンズ等を 装着した矯正視力で両眼 の視力の和が0.08以下等



耳の障害

回復の見込みがない

・両耳の聴力レベルが、90 デシベル以上 等



回復の見込みがない

- ・眼をあけている状態で立っ ていることができない
- ・転倒したりよろめいたりせ ずに10メートル以上まっす ぐ歩くことができない 等



そしゃく・ 嚥下機能の障害

回復の見込みがない

できない 等

・流動食以外のものは摂取



言語機能の障害

(回復の見込みがない)

・脳の損傷による失語症で音 声言語による意思の疎通 ができない

・声帯全部を摘出し、発音が できない 等



上・下肢の障害

回復の見込みがない

・片腕(または片足)をほとんど 動かすことができない 等



■住友生命所定の就労不能状態の判定基準は、公的年金制度の障害認定基準とは異なります。 なお「障害年金1・2級に相当」という表現は、2024年4月現在の公的年金制度に基づき、目安として記載したものです。

要介護状態

✓ 公的介護保険制度の要介護2以上 公的介護保険制度における要介護2から要介護5までの いずれかの状態に該当していると認定されたとき。

▼ 住友生命所定の要介護状態(要介護2以上に相当)

住友生命所定の要介護状態は◆●のずれかの状態です。

- 1 右記の【図1】の ✓ が全介助
- 2 右記の【図1】の 7 が一部介助、または □ が全介助もしくは一部介助に該当し、かつ【図2】の イ~ホについて、次のいずれかに該当する状態。
 - (1) 3項目以上が一部介助に (2) 2項目以上が全介助または一部介助に該当し、 そのうち1項目以上が全介助に該当する状態。
- 3器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態(*)。
- (*)脳に障害をきたし、意識がはっきりしているときでも、時間・場所・人物の認識ができなく なった状態をいいます。



対象となる状態例

松葉杖や手すりで支えなけ れば歩行ができない





食事や着替え、身体を洗う際に介護者 に一部手伝ってもらう必要がある



■住友生命所定の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。 なお「要介護2以上に相当」という表現は、2024年4月現在の公的介護保険制度に基づき、目安として記載したものです。

、保険料のお払込免除理由について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「保険料払込免除特約(15)」をご確認ください。

法人契約の経理処理

記載の内容は2024年4月現在の税制に基づいて表示しています。今後、税制の変更に伴い、保険料の経理処理など税務のお取 扱いが変わることがあります。ご加入された生命保険に関する個別の経理処理については、税理士等の専門家にご相談ください。

保険料の経理処理(ご契約の最高解約返戻率によって経理処理が異なります)

[ご契約例] □契約者:法人 □被保険者:役員 □死亡保険金受取人:法人

最高解約返戻率	経理処理
85%超 となる場合	 ①保険期間の開始から最高解約返戻率となる期間に加え、年換算保険料相当額に対する解約返戻金額の増加割合が70%を超える期間 <保険期間の当初10年間> 保険料(*1)×最高解約返戻率×90%を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入(*2)します。 ご契約から11年目以降> 保険料(*1)×最高解約返戻率×70%を前払費用として資産に計上し、残りを損金に算入(*2)します。 ※資産計上期間が5年未満となる場合は保険期間開始から5年を経過する日まで、また、保険期間が10年未満の場合は、保険期間の50/100を経過する日までとします。 ②①の期間経過後から解約返戻金額が最も高い金額となるまでの期間保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。 ③解約返戻金額が最も高くなる期間経過後保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。
70%超 85%以下 となる場合	 ①ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間 保険料(*1)の40/100を損金に算入(*2)し、残りを前払費用として資産に計上します。 ②保険期間の40/100から75/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。 ③保険期間の残り25/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。
50%超 70%以下 となる場合	①ご契約時から保険期間の40/100に相当する期間 保険料(*1)の60/100を損金に算入(*2)し、残りを前払費用として資産に計上します。 ※他社商品も含めて、被保険者一人につき、「保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険(契約日が2019年7 月8日以降に限る)」に対する年換算保険料相当額が30万円以下の場合は、保険料の全額を損金に算入します。 ②保険期間の40/100から75/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。 ③保険期間の残り25/100に相当する期間 保険料(*1)の全額を損金に算入(*2)します。また、ご契約時から保険期間の40/100相当期間で資産に計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金に算入(*2)します。
50%以下	保険料(*1)の全額を損金に算入します。

- (*1) 短期払いの場合は「経理処理上の当期分支払保険料(支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額)」となります。当期分 支払保険料以外の部分は前払費用として資産に計上します。
- (*2)契約月が事業年度の中途である場合、当該事業年度に係る月数分を損金に算入します。



- ■「保険料」を損金に算入した場合も、「死亡保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。このため、 課税タイミングが変わる課税の繰り延べにすぎず、原則、節税効果はありません。
- ■保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的と する保険加入はお勧めしておりません。

保険料以外の経理処理

[ご契約例] □契約者:法人 □被保険者:役員·従業員 □死亡保険金受取人:法人

死亡保険金

前払費用として資産に計上した額を取り崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

解約時の経理処理

資産に計上している前払費用を取り崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金 (損金)に算入してください。

受け取る年金の取扱い

年金支払特約 I 型によって 年金支払特約 I 型を付加することによって、死亡保険金等を一時金ではなく年金で受け取るこ とができます。**あらかじめ保険金支払理由発生前に年金支払特約 I 型を付加していた場合、**受 け取る年金の経理処理は、以下の2通りの方法があります。

参照 P10・11 [契約概要 5] をご確認ください。

法人定期保険の死亡保険金を年金支払特約I型によって年金で受け取る場合の経理処理

●毎年の年金を 受け取るつど 益金に算入する方法

<仕訳例>

年金を受け取るつど、保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額 を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に算入。

※年金の一部を一時金化する場合は、その時点の未払年金現価と前払費用との差額を益金に計上する 必要があります。

2 受け取る年金の 未払年金現価を 一括して 益金に算入する方法

<保険金支払理由発生時の仕訳例>

保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額を取り崩し、翌年以降受け 取る年金の未払年金現価を未収金として資産に計上(A)し、差額を雑収入として益金に算入。

<年金受取時の仕訳例>

年金を受け取るつど、上記(A)の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金と の差額を雑収入として益金に算入。

※保険金支払理由発生後に年金支払特約Ⅰ型を付加して年金を受け取ることもできますが、この場合には上記2の経理処理のみとなります。

契約概要

- ■この「契約概要」は、<u>ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています</u>。「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、<u>ご契約前に</u>必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

\rightarrow

引受保険会社について

■引受保険会社 : 住友生命保険相互会社

■住 所:本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35

■電 話 : ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓□ 0120-506873

参照 P20「注意喚起情報 14」をご確認ください。

■ホームページ: 住友生命 検索 か https://www.sumitomolife.co.jp



2 商品の特徴について

- ■「エンブレムYOUプレミアム」は、住友生命の「低解約返戻金型無配当定期保険」の愛称です。
- ■「エンブレムYOUプレミアム」は、長期にわたる死亡保障または高度障害保障をご準備いただける保険です。ご 契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています(低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定しない場合の70%としています)。
- 参照 しくみ図 (イメージ) については、P1・2をご確認ください。



- ■この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合の 70%としています。また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- ■低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- ■この保険には**満期保険金はありません**。



3 保障内容について

お支払いする 保険金等	お支払理由	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき、死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失った等)になられたとき、高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いいたしません)。 「詳細」住友生命所定の高度障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。	被保険者
保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接のその事故の日から起算して180日以内に住友生命所定の障害状態(1上肢をで失った等)となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 「詳細」 ・不慮の事故、住友生命所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしの『普通保険約款の別表』をご確認ください。	手関節以上

- (*)契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、その法人となります。
- ■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。
- •告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合
- 詳細〉死亡保険金などをお支払いできない場合について詳細は、P18「注意喚起情報 10」および「ご契約のしおり・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。
- ■ご契約によっては、保険料払込期間の途中で既払込保険料が死亡保険金額等を上回る場合があります。
- 詳細〉死亡保険金額等について詳細は、「ご提案書」をご確認ください。

契約概要

\rightarrow

4 ご契約の諸基準について

契約年齢 (*1)	18歳~75歳 ※低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、取扱範囲が異なります。				
取扱単位	保険金建て:万円単位				
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)				
	【法人契約の場合	a			
	契約年齢	18歳~19歳	20歳~75歳		
具古尺除分 茄 / . つ\	最高保険金額	7000万円	5億円		
最高保険金額 (*3)	【個人事業主・個人契約の場合】				
	契約年齢	18歳~19歳	20歳~24歳	25歳~65歳	66歳~75歳
	最高保険金額	5000万円	2億円	3億円	1億円
保険料払込方法(期間)	全期払い・短期	払い			
低解約返戻金期間	全期払い:ご契 短期払い:保険				
保険料払込方法(*4)	月払い・年2回	払い・年1回払し)		
保険料払込経路	□座振替扱い				
保険期間	98歳まで				

- (*1)契約年齢は被保険者の契約日時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(ご契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。
- (*2)年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。
- (*3)同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。
- (*4) 保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、 未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。
- ■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。 保険金額/付加している特約/保険料(金額、払込期間、払込方法)/低解約返戻金期間/ 被保険者の性別・生年月日

<保険料の高額割引制度について>

■死亡保険金額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度の適用により保険料が割引されます。

保険料の高額割引制度が 適用される死亡保険金額	3000万円以上(*5)
旭州と113九上休陕並領	

- (*5)死亡保険金額が5000万円以上、1億円以上の場合、死亡保険金額に応じて、割引率がより高くなります。
- ・契約内容の変更 (死亡保険金額の減額等) により、保険料の高額割引制度が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。
- 詳細〉保険料の高額割引制度が適用されたことによる保険料の割引額等について詳細は、「ご提案書」をご確認ください。

<契約者貸付制度について>

- ■一時的に資金が必要なとき、契約者貸付制度をご利用いただけます。 例えば、急な運転資金が必要となった場合、住友生命所定の範囲内(*6)で貸付を受けることができます。 この場合、貸付金には住友生命所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
 - (*6)貸付限度額は「貸付時以降5年間での最小の解約返戻金額の8割」となります。

5 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

仕友生命所定の軋囲内でのお取扱いになります。 			
年金支払特約 I型	 死亡保険金、高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。 「詳細」年金の受取方法について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。 ●年金支払開始日(第1回年金支払日)は年金基金設定日の翌年の応当日となり、第2回以後の年金支払日は年金支払開始日の年単位の応当日となります。 ●年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金の設定時における計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、お取扱いはできません。 ●年金種類は確定年金となります。 ●この特約はご契約時、保険期間中のほか、保険金支払理由発生後に付加することができます。 		
リビング・ニーズ特約	 ●被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。お支払金額(リビング・ニーズ保険金)は、死亡保険金額の範囲内で指定していただいたご請求額(ただし、3000万円(*1)を限度とします)から、対応する6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となり、1回に限り被保険者(契約者および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、その法人となります)にお支払いします。 (*1)この限度額は、将来変更することがあります。 ● リビング・ニーズ特約は、住友生命の契約を通算して被保険者1人につき1件のみ付加できます。 取り付加できます。この場合、リビング・ニーズ保険金はその法人に支払います。 ● 保険期間満了前1年間は、リビング・ニーズ保険金をご請求いただくことはできません。 		
保険料払込免除特約 (15)	特約の型総合型	保険料のお払込みが免除となる理由 次のいずれかの状態に該当されたとき ①急性心筋梗塞・脳卒中・動脈疾患を発病し所定の手術を受けられたとき、もしくは所定の状態に該当したと医師によって診断されたとき、高血圧症・糖尿病で所定の状態に該当したとき、または、慢性腎不全(人工透析療法・腎移植術)・肝硬変・慢性すい炎に該当したと医師によって診断されたとき ②保険期間中に生まれて初めて所定のがん(悪性新生物)になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ③責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当されたとき 次のいずれかに該当されたとき 本のいずれかに該当されたとき 。国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき(ただし、障害等級1級または2級の状態のうち、精神障害の状態に該当していると認定されたときを除きます。) b. 「住友生命所定の就労不能状態」に該当したと医師によって診断されたとき 次のいずれかに該当されたとき。 こ公的介護保険制度にもとづき、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じたとき 次のいずれかに該当されたとき。こ公的介護保険制度にもとづき、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じたとき b. 「住友生命所定の要介護状態」になり、その状態が継続して180日以上あると医師によって診断されたとき	
	生活障害・がん型	総合型における保険料払込免除理由のうち②または③に該当されたとき 総合型における保険料払込免除理由のうち③に該当されたとき	
	ない契約の位	免除特約(15)を付加した契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加し 保険料に比べ、高くなります。	
	詳細 保険料のお払込みが免除となる理由について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「保険料 除特約(15)」をご確認ください。		

	スミセイのご家族アシストプラス
ご家族登録サービス	 契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*2)は照会できません。 (*2)被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。 ●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 ●契約者が法人であるときは、ご家族登録サービスをお申し込みいただけません。 詳細 「ご契約のしおり・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
保険契約者代理特約	 契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 住所変更、保険金の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*3) (*3)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。 ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。 ・告知を要する契約内容の変更等(復活等)・保険金等の受取人の変更・保険料込込中でないご契約(*4)における契約者の変更・規え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた保険金等の請求(*4)保険料のお払込みが免除されているご契約を含みます。 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。※保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。 契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約を付加できません。 「ご契約のしおり・約款」の「保険契約者代理特約、被保険者代理特約」をご確認ください。
被保険者代理特約	 ●被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 ・高度障害保険金・リビング・ニーズ保険金・リビング・ニーズ保険金・保険料払込免除(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合) ●契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、被保険者代理人を指定することはできません。また、契約者または死亡保険金受取人の変更により、契約者および死亡保険金受取人が同一法人となる場合は、被保険者代理人の指定は取り消されます。 「ご契約のしおり・約款」の「保険契約者代理特約、被保険者代理特約」をご確認ください。



6 配当金について

■この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての 権利(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など)はありません。



7 解約返戻金について

- ■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、 ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の 70%としています。 また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- ■低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- ■解約返戻金額は保険期間満了時に0円となります(満期保険金はありません)。

詳細〉解約返戻金額について詳細は、「ご提案書」をご確認ください。



8 保険料の計算基準日について

- ■保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。
- ■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いのご契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

注意喚起情報

- ■この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています**。 「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容** を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■特に死亡保険金などをお支払いできない場合 (P18 10) など、お客さまにとって不利益となる ことが記載された部分については必ずご確認ください。
- ■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されてい る場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください**。(P15 6)

申込み時 (クーリング・オフ制度)

申込者または契約者が法人(会社等)の場合などは、 クーリング・オフができません。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

- ●申込者または契約者が法人(会社等)の場合や、住友生命が指定した医師による診査後などは、クーリング・オ フはできません。
- ●申込者または契約者が個人の場合は、申込日または「契約概要/注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い 日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- ●クーリング・オフは、書面または電磁的記録(*)により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれ た金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し 出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の 手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)も あわせて記入してください。
- (*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内) に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく 必 要 事 項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、 募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 〈保険料を払込み済みの場合〉 (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

次ページにつづ

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用 フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了 メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をご確認ください。

申込み時 (告知)

過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、 身体の障害状態、職業など、住友生命がおたずねすることに ついてありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

- ●契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。 告知書に記入したことと、住友生命指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- ●募集代理店の担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、□頭で伝えた だけでは告知したことにはなりません。
- ●故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、契約を 解除することがあります(告知義務違反による解除)。
- ●契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金などの支払理由が発生していても、お支払いできないことが あります。

また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺に よる取消しを理由として、死亡保険金などをお支払いできないことがあります。

詳細 と知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「健康状態・職業などの告知」をご確認ください。

申込み時(診査や追加の告知)

傷病歴などがある場合は、所定の診査や追加の 詳しい告知などが必要となることがあります。

傷病歴などがある場合でも、契約の引受けができることがあります。その際、所定の診査や追加の告知などが 必要となることがあります。なお、契約をお断りすることもあります。

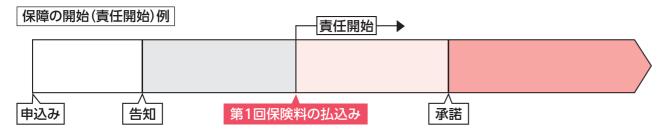
申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ●住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金などの請求 内容等の確認のために訪問することがあります。
- ●契約の際(申込み時や診査の時)に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

申込み時 (保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、 第1回保険料の払込みおよび告知がともに 完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを 承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に 成立します。

申込み時 (現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、 本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、 契約者にとって不利益となる可能性がある点について ご確認ください。

- ●現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回 ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- ●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- ●本商品(新たな契約)の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。 そのため、健康状態などによっては、契約をお断りすることがあります。 また、その告知がされなかったために契約が解除または取消しとなることもあります。

参照 > 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P14「注意喚起情報 2」をご覧ください。

- ●現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。 なお、予定利率の低下等により、保険料が高くなることがあります。
- ●本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発 生することがあります。
- ●解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- ●現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができ ることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点 を十分ご確認のうえお申し込みください。



契約後(保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、 契約の効力がなくなることがあります。(失効) 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、 契約の復活を請求できます。

●保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合の ために、保険料払込みの猶予期間があります。

注意喚起情報

●猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、死亡保険金など のお支払いができなくなります。

ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨) の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、 立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)

- ●保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額 をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みが ない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、死亡保険金などのお支払い ができなくなります。
- ●失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては 復活をお断りすることがあります。また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。



詳細) 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「失効(ご契約の効力がなくなる場合)について」を ご確認ください。



契約後 (解約と解約返戻金)

この保険は、契約後一定期間(低解約返戻金期間)、 解約返戻金を低く設定しています。

- ●払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を 途中で解約すると、解約返戻金額は、多くの場合、既払込保険料を下回ります。また同様に、保険金を減額す る場合も、解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。
- ●低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合(*)の70%としています。 低解約返戻金期間経過後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。 ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- (*)解約返戻金を低く設定しない取扱いはいたしません。
- ●解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約して短期 間で解約(または保険金を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ●保険料払込免除特約(15)には、解約返戻金がありません。

詳細〉解約返戻金額について詳細は、「ご提案書」をご確認ください。

契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、 契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に 申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

- ●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に 関する内容について照会できるサービスなどがあります。
- ・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細〉ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「ご家族登録サービス」をご確認ください。

- ●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した 契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。
- ・住友生命所定の手続きとは、住所変更、保険金の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、一部対象外となるものもあります。
- ・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理 人の同意を得ることが必要です(*)。
- (*)保険金等の支払いおよび保険料払込免除の請求手続きには同意は不要です。
- ・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- ・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、 事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手 続きの内容などをご説明ください。
- ●ご契約者が法人の場合、ご家族登録サービスおよび契約者代理制度の取扱いはありません。
- 詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約」の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。
- ●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらか じめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。
- ・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。
- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。
- 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「保険契約者代理特約、被保険者代理 特約」の「契約者代理人・被保険者代理人について」をご確認ください。

10

請求時(お支払いできない例)

死亡保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

死亡保険金などをお支払いできない場合の例

- <u>責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合</u>(高度障害保険金、保険料払込免除の場合) (ただし、原因となった「疾病」について正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ず住友生命のお問合せ窓□までご連絡のうえ、ご確認ください。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。)
- ●告知内容が事実と相違し、契約が告知義務違反により解除された場合
- ●死亡保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力 団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ●保険料の払込みがなく、契約が失効した場合
- ●詐欺により契約が取り消された場合や、死亡保険金などの不法取得目的があって契約が無効になった場合 (なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ●死亡保険金などの<mark>免責事由に該当した場合</mark> (例:責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

> 1

請求時 (手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、死亡保険金などをお支払いします。 支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性が あると思われる場合や不明な点が生じたときなども、 すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがあります ので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連 絡ください。

(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)

- ●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更され た場合は必ずご連絡ください。
- 詳細
 - ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『エンブレムYOUプレミアムの特徴としくみ』 『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
 - ・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「受取人・住所などの変更手続き」をご確認ください。

諸制度 (相互会社制度)

この保険の契約者には 相互会社の社員としての権利はありません。

- ●住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ●この保険は剰余金の分配がないため、この保険のみの契約者には「社員」としての権利がありません(総代 選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利などはありません)。

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、 保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることが あります。
- ●住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構 により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額など** が削減されることがあります。

生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、 住友生命のお問合せ窓口および 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で 受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 0000120-506873

〈受付時間〉月~金曜日:午前9時~午後6時/土曜日:午前9時~午後5時(日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- 証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主なサービス内容

- ●契約内容に関するご照会
- ●苦情·相談受付
- ●各種手続き方法に関するご案内(*)

- (*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等
- ■この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命 保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて 受け付けています。

ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

- ●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月 を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、 生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- ※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせ ください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化 センター作成) を参考としてご一読ください。ホームページ (https://www.jili.or.jp/) でご覧いただくか、または住 友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

注意喚起情報

MEMO MEMO